

新型コロナウイルス感染症

市独自の取り組みで事業者の方を支援

八王子市事業継続緊急支援金

中小企業、個人事業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)に対して、八王子市独自の支援金を支給します。

次の①から④の支援金のうち、いずれか1つのみ申請することができます。

①宿泊事業者へ

支援金名 宿泊事業者支援金

対象 旅館業法第3条に基づく許可を受けた市内のホテル・旅館・簡易宿所(一部対象外有り)を営む事業者

支給額 1事業者あたり50万円

②旅客自動車運送事業者へ

支援金名 旅客自動車運送事業者支援金

対象 市内に事業所があるタクシー事業者(個人タクシーを含む)・貸切バス事業者

支給額 1事業者あたり50万円

③休業された食事提供施設へ

支援金名 東京都感染拡大防止協力金対象外「食事提供施設」への支援金

対象 下表のいずれかの全期間で自主休業(休業かつ売上なし)の協力を行ったが、東京都感染拡大防止協力金の対象外となった、食事提供施設(営業時間が午前5時～午後8時の間の事業者)を営む事業者

支給額 下表のとおり

対象期間	支給額
4月16日から5月6日まで	50万円
4月16日から5月25日まで	100万円
4月25日から5月6日まで	30万円
4月25日から5月25日まで	80万円
5月7日から5月25日まで	50万円

④30%以上減収した事業者へ

支援金名 30%以上減収した事業者への支援金

対象 市内に事業所があり、下表に該当する事業者のうち、東京都感染拡大防止協力金の対象外となった、売上が前年同月比(1月～6月のいずれか)で30%以上減少した事業者

支給額 1事業者あたり25万円

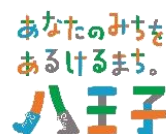
種類	施設	種類	施設
食事提供施設 (営業時間が午前5時～午後8時の間の事業者)	飲食店	生活必需 物資販売 施設	卸売店(生活必需品)
	料理店		食料品売り場 ※ (移動販売店舗を含む)
	喫茶店		コンビニエンスストア
	和菓子・洋菓子店		スーパーマーケット
			ホームセンター(生活必需品売場)
			ショッピングモール(生活必需品売場)
			ガソリンスタンド
			靴店
			衣料品店
			雑貨店
			文房具店
			酒店

※③、④は東京都感染拡大防止協力金の対象となる方、受給または受給見込みの方は対象となりません。

※交付対象の確認及び提出書類等については、各申請の手引きを確認下さい。

※市税を滞納していると給付対象になりません。

東京都感染拡大防止協力金について、詳しくは右の二次元コードからご覧ください。



申請の流れ

①ホームページで概要の確認をする。

ホームページで本制度の概要を確認してください。
(八王子市トップ > 暮らしの情報 > 産業・仕事 > 新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の方へ > 事業継続緊急支援金)



②対象要件を確認する

支給対象に該当するか手引きで確認をしてください。



③申請書類の作成

提出書類や詳しい作成方法はホームページをご覧ください。



④申請書類の提出

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため**郵送**で提出してください。

<郵送先>

〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-12-24 MK 立川南ビル 3階
八王子市事業者支援事務局(株式会社JTB東京多摩支店)
事業継続緊急支援金 係

受付期間:令和2年6月24日(水)~8月31日(月)当日消印有効

※申請書類確認後、不備などが無い場合は約3週間程度で入金予定です。
※対象要件に該当しない場合には不交付決定通知書を郵送します。
※簡易書留など郵便物の追跡ができる郵送を推奨します。

問い合わせ先

八王子市緊急支援金専用コールセンター
[Tel:0570-200-398](tel:0570-200-398)(午前9時~午後5時、土日祝日除く)